

第34号議案

和解について

蒲郡市（以下「甲」という。）と一般社団法人蒲郡市医師会（旧社団法人蒲郡市医師会）（以下「乙」という。）は、甲を原告、乙を被告とする平成20年（ワ）第367号委託料精算金請求事件の和解に当たり平成25年3月21日に議決された第22号議案（以下「議案」という。）について、次のとおり取扱いを変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月23日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 議案2(4)イ「原告及び被告は、蒲郡市休日急病診療所事業に関連し、一次医療と二次医療の医療現場における一体的運用の実現に向け協議する。」については、一体的運用の実現に代えて、令和2年度以後は、蒲郡市休日急病診療所事業の現在の運用を継続しつつ、一次医療と二次医療の医療現場において連携を図ることに対応することとする。
- 2 議案2(5)ア「原告及び被告は、被告が個々の会員の診療所において実施している夜間の救急診療事業（いわゆる在宅当番医制度）を従来どおり継続することを確認する。」については、在宅当番医制度を従来どおり継続することに代えて、令和2年度以後は、平日の在宅当番医制度を解消し、土曜、日曜、祝日及び年末年始について継続することとする。解消した平日の在宅当番医制度については、蒲郡市民病院における夜間救急外来で対応し、今後は救急医療体制の実情に応じ、在宅当番医制度と夜間救急外来の両者が相互に補完しつつ、夜間の救急診療を行うこととする。
- 3 議案2(5)イ「原告及び被告は、上記在宅当番医制度について、休日急病診療所との一元的運用及び定点化の実現に向け協議する。」については、一元的運用及び定点化の実現に代えて、令和2年度以後は、蒲郡市休日急病診療所事業につき上

- 記1、在宅当番医制度につき上記2のとおり運用することで対応することとする。
- 4 令和2年度以後、社会情勢及び医療資源の変動、救急医療提供体制の変化等に伴い、蒲郡市休日急病診療所事業及び在宅当番医制度の運用を変更する必要性が生じた場合には、甲及び乙は、上記各事情を考慮しつつ、市民の利便に供すべく協力し合い、柔軟に対応するものとする。

提案理由

委託料精算金請求事件の和解に当たり議決された議案について、取扱いを変更するため提案する。